**【テーマ４】　防災・危機管理対策の推進**

|  |  |
| --- | --- |
| **めざす方向** | ◎昨年発生した自然災害（地震・豪雨・台風）による農業被害や風倒木被害等の早期復旧に向けた取組みを進めます。　また、ため池耐震対策、山地災害対策など、防災・減災の取組みを着実に進めます。（中長期の目標・指標）　　・ため池の防災・減災：防災・減災対策を重点的に推進するため池を対象に、下流影響が大きいため池758箇所について、大規模地震を想定した耐震性診断を実施また、老朽度の高いため池204箇所について、老朽度の優先基準が高いものから順次対策を実施（令和６年度までに100箇所）（大阪府ため池防災・減災アクションプラン）・全てのため池の現状を把握し、ため池の防災・減災対策の強化のための取組みを推進 |

|  |
| --- |
| **自然災害（地震・豪雨・台風）からの早期復旧** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** |  | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.３月末時点）＞** |
|  | **■農林水産被害の復旧に向けた取組み**・30年度に発生した自然災害により被害を受けた農林水産業の復旧について、今年度も引き続き、様々な支援を行う。○農業被害復旧・国庫補助事業を活用し、台風21号により被害を受けた農業用ハウス等の復旧を支援。○森林災害復旧・山腹崩壊等の復旧（西日本豪雨災害）土石流等により二次災害の恐れのある緊急性の高い保安林内の箇所について復旧。・林道施設災害の復旧（西日本豪雨災害）　　路肩崩壊などにより通行不可能となった箇所について復旧。・造林地風倒木被害の復旧（台風２１号災害）　　流木被害等の二次災害の発生する恐れのある緊急性の高い箇所から復旧。 | **▷** | ◇成果指標（アウトカム）○農業被害（定性的な目標）・被災農家の経営再建を図る〔活動指標〕・支援対象経営体数：1,301経営体事業活用によるハウス再建面積：86ha・農業用ハウスの自力施工・補強に向けた講習会：4回○森林被害（定性的な目標）・国庫補助の治山事業、林道施設災害復旧事業、森林災害復旧事業や府単独治山事業等の各種事業を活用し復旧を図る。〔活動指標〕・山腹崩壊等の復旧：10箇所着手　・林道施設災害の復旧：７箇所完了。・造林地風倒木被害の復旧：約90haの倒木処理及び植栽。 |  | ○自然災害により被害を受けた府内農林水産業の復旧に向け、以下のとおり取組みを行った。・事業執行率：100%（事業取下げを除く838経営体、ハウス再建面積70ha）・農業用ハウス補強講習会５回、自力施工講習会１回の計６回開催（参加者計101名）。・山腹崩壊等の復旧：10箇所着手済。　林道施設災害の復旧：７箇所完了。造林地風倒木被害の復旧：92haの倒木処理を実施。 |
| **ため池の防災機能強化の推進** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.３月末時点）＞** |
|  | **■ため池の防災・減災対策の実施**・大阪府ため池防災・減災アクションプランに基づき、ため池の耐震診断、ハザードマップ(\*20)の作成支援及びため池の改修を実施。・小規模なため池(満水面積600m2未満)の緊急ため池調査（老朽度・下流影響度）の実施。・ため池防災テレメータの無停電対策(蓄電池設置)の実施。（スケジュール）６月～：緊急ため池調査の実施無停電対策の実施（台風期迄）7月～：耐震診断、ハザードマップの作成支援10月～：ため池改修の実施3月　：耐震診断結果の公表 | ◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・府民の安全・安心の確保。・府内全てのため池の実態把握（施設の老朽度、下流影響度の把握等）。・ため池の監視体制の強化。〔活動指標〕・ため池耐震診断：77箇所・ため池ハザードマップ作成支援：92箇所・ため池改修等：17箇所（ため池改修事業はそれぞれ複数年で実施）・ため池防災テレメータの無停電対策：89箇所 | ○ため池の防災機能強化の推進を図るため、以下の取組みを行った。・小規模ため池（2,410箇所）の現地調査(老朽度調査及び下流影響度評価)を完了。・ため池耐震診断：84箇所・ため池ハザードマップ作成：105箇所・ため池改修等：15箇所・ため池防災簡易テレメータの無停電対策：89箇所 |
| **土砂埋立て等の規制による災害の防止** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.３月末時点）＞** |
|  | **■土砂埋立て等の適正化の推進**・大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(\*21)に基づき土砂埋立て等の適正化を進めるとともに、土砂埋立て等規制連絡協議会の場を活用し、不適正な土砂埋立て等の未然防止を図るため、府関係機関や市町村と連携したパトロールや指導を実施する。・土砂の不適正処理対策強化に向け、市町村への条例制定の働きかけ、早期発見のための新たな手法の検討、建設発生土の適正処理に関する法律の制定にかかる国家要望を行う。・土砂埋立地等におけるドローンを活用した監視活動を実施するとともに、ドローン監視スポットを設定し、新たな土地の改変・拡大状況の早期把握に努める。・土砂埋立て等の適正化の推進に向け実態に即した条例の施行規則の改正を行う。（スケジュール）５～６月：協議会等開催、検討方針報告6～7月：早期発見のためのドローン監視スポットの設置8～9月：条例の施行規則の改正９～10月：土砂埋立て等規制ブロック別協議会を通じ、検討の中間報告9～10月：残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議開催2年１～２月：土砂埋立て等規制連絡協議会等開催、検討結果報告 | ◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・条例の実効性を高める取組みを推進し、土砂埋立て等の適正化により災害を防止するとともに、生活環境を保全する。・昨年度立上げた「残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議（事務局：大阪府）」を首都圏において開催し、土砂問題に対する都道府県間の情報共有、相互連携を図る。〔活動指標〕・土砂埋立て等規制連絡協議会・幹事会・ブロック別協議会を開催。・ブロック別協議会ごとに合同パトロール等を実施。・不適正処理対策強化の取組み。（市町村への条例制定の働きかけ、早期発見・指導の新たな仕組みの検討、建設発生土の適正処理に関する法律の制定にかかる国家要望）・大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の改正 | ○土砂埋立て等の規制による災害の防止を図るため、以下の取組みを行った。・協議会等を以下のとおり開催。　　幹事会：2回開催（６月、2月）　　ブロック別協議会：4回開催・合同パトロール等を各ブロック２回以上実施。・上記のほか各農と緑の総合事務所において、市町村や関係機関と連携してパトロール等を適宜実施し、不適正事案の早期発見・指導に努めた。・不適正処理対策強化の取組みとして下記のとおり実施。市町村への条例制定の働きかけ。　　市町村説明会の開催：６月開催　　市町村土砂条例運用ワーキング：６月開催　　中山間部を有する市町村への働き掛け：６市　　　働きかけをした市のうち２市が新たに条例を制定・早期発見・指導の取組みとして、上記ワーキングにおいて初動対応ガイドラインを配布し、連携指導等の強化に努めた。・ドローンを活用した監視活動を実施するとともに、ドローン監視スポットを３箇所設定し、新たな土地の改変・行為拡大状況の早期把握に努めた。・建設発生土の適正処理に関する法律の制定に向けた取組みとして下記のとおり実施。昨年度に引き続き、国家要望を実施（知事重点・部局別）。また、同様の要望を行っている県に対して共同要望を働きかけ。近畿ブロック知事会の協議テーマとして法制度の整備についての議題を提出（昨年度から継続）。30年12月に立上げた「建設発生土に係る土砂問題全国ネットワーク会議」の第２回会議を神奈川県にて開催（11月）。近隣府県及び政令市等との意見交換会を三重県にて開催（2月）。・8月に条例施行規則を改正（同9月施行）し、土砂埋立て等の適正化の推進に努めた。改正後の取扱いで許可不要とした行為：４件 |